

建設委員会記録

1 日 時 令和2年12月16日（水曜日）

開 会	午前10時03分
休 憩	午前10時16分
再 開	午前10時28分
休 憩	午前10時38分
再 開	午前10時50分
休 憩	午前11時13分
再 開	午前11時27分
閉 会	午後 0時14分

2 場 所 第4委員会室

3 出席委員 9人

委員長	押 田 大 祐
副委員長	尾 上 一 彦
委 員	岡 部 享
//	竹 田 勝
//	佐 藤 則 寿
//	村 上 和 久
//	村 家 博
//	柞 山 数 男
//	五 本 幸 正

4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【消防局】

局長	相澤 充則
局次長	河部 勝巳
参事（警防課長）	原野 理
総務課長	石井 誠
予防課長	浦山 信之
通信指令課長	内山 真司
総務課主幹（総務企画・調整担当）	嘉戸 智人

【上下水道局】

局長	山崎 耕一
局次長	金山 靖
局次長（技術担当）	深山 隆
参事（西上下水道サービスセンター所長）	渡辺 政司
経営企画課長	石金 俊介
契約出納課長	井上 剛秀
料金課長	泉野 敬之
給排水サービス課長	五十嵐 健治
水道課長	山崎 明彦
下水道課長	五十嵐 進
上下水道施設管理センター所長	森岡 俊雄
東上下水道サービスセンター所長	田辺 茂樹
流杉浄水場長	福澤 幸二
浜黒崎浄化センター場長	中橋 亨
経営企画課主幹（調整担当）	櫻井 一英

【活力都市創造部】

部長	中村 雅也
理事（建築指導担当）	高松 信太郎
部次長	大沢 一貴
部次長（技術担当）	狩野 雅人
参事（都市計画課長）	村井 真哉
活力都市推進課長	卜蔵 雄治
交通政策課長	野村 知範
建築指導課長	佐藤 英子
富山駅周辺地区整備課長	山崎 哲志
路面電車推進課長	高田 秀昭
中心市街地活性化推進課長	小善 誠
都市再生整備課長	高森 隆
居住対策課長	金山 英樹
活力都市推進課主幹（調整担当）	谷島 洋

【建設部】

部長	舟田 安浩
理事（土木事務所長）	山元 政彦
部次長	中村 敏之
部次長（技術担当）	酒井 正道
参事（営繕担当）	永川 武
参事（建設政策課長）	高尾 輝彦
参事（防災対策課長）	高柳 誠
参事（土木事務所建設課長）	牧 雅浩
道路整備課長	奥田 孝治
道路管理課長	増山 和弘
河川課長	経澤 陽一
道路構造保全対策課長	野上 一成
公園緑地課長	谷井 隆彦
市営住宅課長	片山 建
営繕課長	生田 朋道
土木事務所管理課長	村田 友康
建設政策課主幹（調整担当）	竹内 宗健

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課調査係長	本田 宏之
議事調査課主査	金井 沙織
議事調査課主任	田伏 由佳

7 会議の概要

- 委員長 これより、令和2年12月定例会の建設委員会を開会いたします。
審査に先立ち、委員会記録の署名委員に、竹田委員、佐藤委員を指名いたします。
消防局所管分において、本委員会に付託された議案及び議決不要の報告案件はありませんので、この際、何か質問はございませんか。
- 柞山委員 今朝の新聞に、立山町の舟橋町長が町議会本会議での答弁の中で、消防指令業務について富山市に共同運用を検討するよう要請すると答弁したという記事が出ておりました。町長が議会でいきなり言うわけではないので、これまでの経過あるいは今朝の報道に対する概要について、どのような形になっているのか、あるいはどういう課題があるのか、お聞きしたいと思います。
- 消防局長 今朝の新聞に出ていましたが、もともと立山町の6月定例町議会の中で、消防指令業務の近隣市町村との共同運用について調査・研究をするという予算を計上しておられまして、そのことはこちらでも把握しておりました。第三者機関が調査しておられまして、そちら

からヒアリングや照会もございましたので、それに対しての対応はしておりました。

立山町は、上市町、滑川市、魚津市、舟橋村の東部消防組合と富山市が隣接しておりますので、どちらかだろうなと考えておりましたが、今朝の新聞にありましたように、立山町が富山市に依頼するということは、昨日の町議会の答弁で初めて聞いたものです。

検討を要請するということですから、この後、正式に要請があれば検討してまいりたいと考えております。その中で、指令業務の中のどの部分、119番だけ受け入れるのか、指令まで出して一受ければ指令を出すという形になると思うのですが、それ以外何かあるのかということは現時点では分かりません。

現状はそのような状態です。

柞山委員 システム改修については、アナログからデジタル化ということで年数をかけて相当の投資をしておられますけれども、整備されました今の機材で、このような要請には対応できるのでしょうか。

通信指令課長 今回の富山市のシステムに組み込むものではなくて、できるとすれば多分、立山町の頭と富山市の頭と言いましょうか、2つの運用にな

ろうかと思っています。

ですので、その後の追加ということであれば、今のシステムにまだ機材といいましょうか、機器を若干追加しなければいけないのではないかと。あくまでも臆測なので、今の時点ではそこまでしかお答えできなくて申し訳ございません。

柞山委員 これからの話ではありますが、今の説明にあった立山町にある頭と富山市の頭それぞれの運用ということになると、それは共同運用ということになるのか、その辺で少し理解し難いところがあるのですけれども、どのように理解すればいいのでしょうか。

消防局長 今ほど通信指令課長が言いましたように、富山市消防局のシステムが、実際に立山町の全部に対応できるのかどうかということについては、これからメーカー等にも聞きながら対応してまいりたいと考えております。

佐藤委員 関連して、仮定の域を超えると恐縮なのですが、この新聞報道を見ますと、先方の立山町側は整備費などの財政負担の軽減ということを念頭に置いているようですので、仮にはありますけれども、富山市にとってのメリッ

トがないとなかなか受け入れ難いかなというふうに単純に思うわけです。今ほど整備についての費用面の話がちらっと出たものですから、想定範囲でのメリット、デメリットということについて、そういったことも今後検討していく上でも大事なことだと思いますので、大枠としてのお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

消防局長 実際費用がどれくらいかかるのかということとは、今のところ未知な話でございます。ですので、メリット、デメリットについても、どのようなことが出てくるのかということとはこれから検討して、その中でのことになると思います。現在まだ仮定のことについては、なかなかお答えできませんので、この程度としていただければと思います。

村上委員 様子が分からないのでもう1回聞きますが、頭が2つというのはどういうことなのか。つまり、今は、立山町はどこに通信指令室があるのですか。

消防局長 立山町消防本部です。

村上委員 そうすると、立山町に通信指令室がある。そ

れは向こうのやり方でやってほしいということだとするとどうなるのか。なくなるのでしょうか。

消防局長 2つを1つにできれば一番楽なのです。当然、立山町の指令台はなくなります。119番が全部富山市に入ってくるという形になった場合は、立山町の119番も富山市の119番も全部、今泉通信指令室に入ってくるシステムになります。

村上委員 そうすると、1つの消防組合になったイメージですか。通信指令だけが1つになって、その他の業務が別々でというのは少し考えにくいのですが、そのことについて教えてください。

消防局長 今、呉西のほうでは県西部消防指令センターを、高岡市と氷見市と砺波地域消防組合の3消防本部が合同で共同運用しております。ですが、消防自体は別々の市町村でやっていると。共同運用になった場合は多分そのような形に—このことは、今、まだそうなるとは言えませんし、これからの検討になりますが、別々の消防—消防団は立山町消防団、富山市消防団、本部も立山町消防本部、富山市消防

本部という形で、ただ、通信指令部分だけ、119番を受ける部分だけが1つになるということです。

ただし、これは仮定の話です。あくまでもこれから検討することで、やるという話ではありません。

佐藤委員

1点だけお尋ねします。

年末にはいろいろな警戒を各分団で行っています。年間通じていろいろな行事がなくなり、出初め式も、こういった時期ですので簡易な体制で行うということは大事なことだと思います。

各分団では火災予防を呼びかける歳末警戒も行うわけですけれども、総合防災訓練等もなくなりましたので、市民への啓発活動といったことについて、分団は分団なりに士気を高めながら、各分団、分団長会議等でもそういった思いはあると思います。

出初め式を楽しみにしている市民の方がどの程度いらっしゃるかは分かりませんが、操法大会も楽しみにしてきた方も僕も何人か知っています。そういう意味で言うと、やはりもう1つ何かいい刺激になるような啓発があればというふうに少し思うものですから、そういった活動があれば教えていただきたい

と思います。

予防課長

市民の方への啓発ということで、火災予防のことになろうかと思っております。

今ほど委員がおっしゃいましたとおり、秋の消防総合訓練なども中止になっておりますし、出前講座についても、直接市民の方に対面で火災予防を呼びかけることができる機会ではあったのですが、それも昨年に比べて大幅に減少していることから、消防局のほうでもいろいろと考えまして、初めての試みとして、富山市の公式のユーチューブチャンネルに火災予防の啓発動画を配信させていただいております。

内容につきましては、幼年消防クラブ員、要は幼稚園児の皆さんに御出演いただきまして、ストーブの周りに燃えやすいものを置いたら駄目ですよというような火災予防のポイントを呼びかけていただいているというものになっております。小さいお子様から大人の方まで楽しんで見ていただける内容になっているのではないかと考えております。

また、先般の秋の火災予防運動期間中には、ショッピングセンターなどに御協力をいただきまして、レシートですとかチラシの余白に防火標語や火災予防のメッセージなどを載せ

ていただいたりと、非常に地味な活動ではあるのですが、新型コロナウイルスの影響で直接対面で呼びかけるということがなかなかできないものですから、いろいろと工夫をしながら広報活動、啓発活動を進めていきたいと思っております。

佐藤委員

ありがとうございます。

ユーチューブについては、僕は知りませんでした。某所でジュニア防災講座をやることがあるので、もし利用させてもらえればと思いました。

子どもから年配者の方にも、こういう時期ですし、また新たな災害が非常に危惧されますので、署員の方々は当然警戒されていると思いますし、分団員もそれなりにと思いますが、市民がやはり心配ですので、今後もよろしくをお願いします。

委員長

ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

ないようなので、この程度にとどめます。
以上で、建設委員会消防局所管分を終了いたします。

午前 10 時 16 分 休憩

~~~~~

午前 10 時 28 分 再開

委員長           これより、建設委員会上下水道局所管分に入ります。  
水道料金等におけるスマートフォン決済の開始について、  
契約金額 1 億 5,000 万円以上の工事請負契約について、  
以上 2 件を一括して、順次、当局の報告を求めます。

料金課長           〔水道料金等におけるスマートフォン決済の開始について、  
委員会資料により説明〕

契約出納課長      〔契約金額 1 億 5,000 万円以上の工事請負契約について、  
委員会資料により説明〕

委員長           ただいまの説明について、何か質問はございませんか。

岡部委員           水道料金等におけるスマートフォン決済の開始について何点かお聞かせください。

今定例会では、一般会計でも、市税スマートフォン決済システム導入委託料等として、改修費用332万5,000円が補正予算として組み込まれていますが、幾つか費用面やその他のことをお聞きします。

まず、上下水道局の関係でいわゆる徴収が必要な総数、それからスマートフォン決済をする利用者の見込みというのはどの程度あるのでしょうか。その上で、改修にはどのぐらいの費用がかかるのでしょうか。委員会資料には予算的なことは書いてありませんので、そのあたりはどうなのかということも含めてお聞かせください。

料金課長

まず、水道の利用件数、保守用の契約数で申し上げますと、現在一これは宅内と敷地に引き込んである水道の栓の数になりますけれども一富山市内で18万1,000件ございます。

水道料金等の支払い方法の割合は、口座振替によるものが83%、請求書によるものが17%ございまして、このうちコンビニや金融機関での請求書払いを利用されている方がスマートフォン決済を利用されるものと考えております。

利用者の見込みにつきましては、新しい納付

方法でございますので予測が困難なところがございますが、近隣の自治体の最近の利用率を聞きますと大体0.7%ぐらいということでございます。この0.7%を本市に置き換えますと、納付件数にいたしまして1,300件程度となるものと推測をいたしております。

それと、システム改修費のことでございますけれども、スマートフォン決済は現在コンビニ収納を委託しております事業者へ委託することで取扱いが可能となります。これまでと同じ業者に委託することによりまして導入に伴う水道オンラインシステムの改修の必要はございませんので、新たな経費もかからないということとなっております。

岡部委員

そうしましたら、双方ともに手数料はかからないということでしょうか。スマートフォンで決済しても、現在、Pay Payなどでは特に手数料はかからないわけなので、払う側も受け取る側も、特にお金はかからないということでしょうか。

料金課長

スマートフォン決済時の手数料につきましては、利用されるお客様の御負担はございませんが、スマートフォンを使うときの通信料は

お客様の負担になります。

手数料については水道局の負担ということになりまして、その金額は、コンビニ収納と同額の1件当たり税込みで57.2円がかかります。これが水道局の負担になります。

岡部委員 言い換えれば、現行のコンビニ収納と同じような経費がかかるというふうに理解すればいいですね。

料金課長 手数料につきましてはそのとおりでございます。

岡部委員 最後に、開始日が令和3年1月4日ということで大変迫っていますが、これはすぐにできるということで理解していいのか—これは簡単に切り替えられるのかということに驚いたというか、そのことを確認をしたいのです。それと委員会資料の1ページには、利用可能なスマートフォン決済アプリとして4社が書いてありますけれども、ここに決めた理由は何かあるのかどうかお聞かせください。

料金課長 開始日を令和3年1月4日からとしてございますが、実際に納付書等をお送りして利用者の皆様がお使いになられるのは—1月4日に

新しい納付書を印刷して発送するものですから、実際には1月5日から使えることとなります。納付期限がまだ来ていない納付書を既にお持ちの方は1月4日から使えるのですが、ほとんどの方は1月5日からの御使用になります。

それと、利用可能なスマートフォン決済アプリをこの4つの種類にしたのはなぜかということにつきましては、水道料金の支払いには決済アプリが公共料金の請求書払いに対応している必要があります。全部の業者が公共料金の請求書払いに対応しているわけではございませんが、上下水道局のコンビニエンスストアの収納代行業者はスマートフォン決済に対応しており、同社が扱うPayPay等の4つの決済アプリは全て公共料金の請求書払いに対応しております。

これ以外のアプリを導入する方法もありますが、現在のコンビニエンスストア収納代行業者がこれらの決済アプリを扱えることから、こちらと契約することでシステム改修が必要ないということになります。これ以外の決済アプリを導入する場合には新たなシステム改修が必要になりまして費用が必要となります。今回導入予定のPayPay等の4つの決済アプリを採用することによりまして、新たな



事業費をかけることなくスマートフォン決済を開始できることから、今回、この4つの決済アプリで実施することにいたしました。

岡部委員 分かりました。

委員長 ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。  
次に、上下水道局所管分で、ただいまの報告以外に何か質問はございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、建設委員会上下水道局所管分を終了いたします。

午前10時38分 休憩

~~~~~

午前10時50分 再開

委員長 これより、建設委員会活力都市創造部所管分の議案の審査を行います。

議案第180号 富山市路面電車施設条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第190号 字の区域の変更及び廃止の件、

以上2件を一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

路面電車推進課長 〔議案第180号について、
議案説明資料により説明〕

都市再生整備課長 〔議案第190号について、
議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はございませんか。

竹田委員 議案説明資料の4番、富山市路面電車施設条例の一部を改正する条例制定の件に対して質問をいたします。

改正理由でも記載されておりますが、路面電車の新停留場の完成に合わせて路面電車施設の維持管理に必要な経費を見直すということなのですが、富山港線だけが改正後の年額の使用料が減額になっていて、その他の各路線は値上げというか、年額の使用料が増加しています。このあたりの根拠なり理由なりを少

し御説明ください。

路面電車推進課長

そもそもこの維持管理の使用料につきましては、施設の日常的な維持管理に関する委託業務料、電気料、損害保険料、停留所の清掃費、消雪設備の点検費など、これらが経費の内訳となっています。

今回、富山都心線と南北接続線は、業務単価の見直しにより業務委託料や消雪設備の点検費が上昇しています。

加えて、損害保険料につきましても、これまで施設の規模に合った損害保険料となっていなかったことから見直しを行ったところ、増額となっています。

一方、富山港線につきましては、使用料の経費のうちの維持管理業務委託料では、労務単価は確かに上昇しているのですが、実は作業の頻度を見直しています。何を見直したのかといいますと、維持管理のうち巡視という作業につきまして、これまで他路線が5日に1回だったのですが、富山港線だけ鉄道線と連続した路線で、2日に1回と非常に高頻度だったのです。それを今回、5日に1回に改めましたので、作業時間が非常に軽減され、維持管理に係る業務委託料が非常に減額となりました。また、保険料につきましても若干適

正な規模になっていなかったり、施設の規模に見合ったものになっていなかったのも、それも見直しを行ったところ減額となりました。このため、電気料や清掃費は上昇したのですが、減額幅が増加の幅よりも上回りましたので、トータルとして今回、富山港線の年額の使用料は減額という形になりました。

竹田委員 詳細な説明をいただき、分かりました。

委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第180号、議案第190号、以上2件を一括して討論に入ります。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。
これより、議案第180号、議案第190号、以上2件を一括して採決いたします。
各案件は、原案どおり決することに御異議は

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案可決されました。

以上で、活力都市創造部所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、

コンパクトなまちづくりに伴う都市的指標調査について、

当局の報告を求めます。

活力都市推進課長

〔委員会資料により説明〕

委員長

ただいまの報告について、何か質問ございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長

ないようですので、この程度にとどめます。

次に、活力都市創造部所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はございませんか。

柞山委員

先般の一般質問で市長も答弁されておりました

たが、富山地方鉄道の経営について相当厳しいものがあると。1つに高架化の話、1つに常願寺川の鉄橋の話。これは市内電車延伸の質問について答弁された中での発言でありましたが、活力都市創造部として富山地方鉄道の経営状態について、どの程度把握しておられるのか、言えるところだけでいいですから、少し確認したいと思います。

交通政策課長 今年の夏頃、8月に富山地方鉄道の中田専務が一村家委員にも同席いただいておりますが一コロナ禍で大変なことになっているので支援をお願いしたいと、市長のところにも要望にいらっしゃいまして、そのお話の中では4月から7月の状況として鉄軌道、路線バス、高速バス、貸切りバス全てが大きく落ち込んでいて、収入ベースでは前年度比較で半減しているという厳しいお話がありました。

実際の利用者数につきましては、随時、富山地方鉄道から報告を頂いていまして、本議会の答弁でもありましたが、4月から10月までですと、鉄道で約27%減、路面電車で約33%減、路線バスで約27%減、高速バスは非常に大きく約76%減ということを経営で伺っております。

収入額、具体の金額につきましては数字で頂

いていないというのが正直なところですが、富山地方鉄道からは、客単価が高い現金利用者の落ち込みが大きいと聞いておりました、定期利用者は回復してきているものの、観光客や高齢者の一時利用等々だと思っております、現金利用者の減少が大きいために、この利用者の減少割合の数字よりも実際に収入の減少の数字というのはもっと大きいのだというふうに伺っております、そういったことから厳しい経営環境が続いているというふうに伺っているところであります。

柞山委員

G o T o トラベルキャンペーンとか、そういうものが全部中止になっていくという状況で、観光や宿泊などが相当落ち込み、併せてこういった富山地方鉄道をはじめとする交通事業者も収入が相当減額と、厳しい状況にあります、これまでも市として、富山地方鉄道を含め、公共交通の確保という視点から補助を相当してきているわけです。今般のコロナ禍という現象で、特段何か手当てをする手法があるのか、あるいは後段考えていくのか、少しお話を伺いたいと思います。

交通政策課長

富山地方鉄道への補助につきましては、過去の実績を見ますと、赤字路線バスの補助です

とか、富山地方鉄道が実施する踏切の改良、枕木のPC化など、そういった安全対策等々への支援といったことへ、例年、1億円から2億円ぐらいの支援をしているところであります。

路線バスにつきましては、国の補助制度、それから県の補助制度というしっかりとした赤字対策の補助制度がございまして、この制度にのっとりますと、今後、運賃収入が新型コロナウイルス感染症の影響により減少したときには、当然赤字額が大きくなりますが、その分は支援できるというスキームが既にありますので、路線バスにつきましては、このスキームにのっとり、しっかりと支援してまいりたいと思っております。

一方で、鉄道や路面電車等々につきましては、通常の赤字補填のスキームはないのですが、今年9月に支援をさせていただきましたように、来年度以降につきましても利用者の落ち込み等々の情勢をしっかりと見極めて、必要であればしっかりと支援を検討してまいりたいと思っております。

柞山委員

富山地方鉄道本線の高架化について、相当な試算をして、富山地方鉄道も了解されて、計画的に進めておられると思いますが、それに

対して今般のこういう経営状況で影響が出る
ということはあるのですか。

活力都市創造部長 富山地方鉄道の連続立体交差事業の高架化、
これは富山県が事業主体としてやっていて、
それに対して富山市も一緒に支援させていただ
いていただいているというところでございます。
工事自体については予定どおり進んでいくも
のと思っておりますが、それに伴い富山地方
鉄道の負担などが生じており、そこについ
ては、工事の進捗状況に合わせて負担額が決
まってくるわけでございます。このコロナ禍で
なかなか厳しいところではございますけれど
も、富山地方鉄道が連続立体交差事業の事業
費を負担することによって、通常の生活の足
を確保することが困難にならないように、そ
こは県と話をしながらしっかりと支援をして
いきたいと思っております。

柞山委員 しっかり当初の計画どおり進めていただきた
いなと思います。
あわせて、先般の答弁の中で、常願寺川に架
かる鉄橋のことについて触れておられまし
たが、この老朽化の度合いや、どういう修繕
をするのか、また、経費的な面について何か把
握しておられますか。

交通政策課長 常願寺川に架かっている橋梁は2か所、本線と上滝線にございまして、今、そちらの修繕に計画的に取り組んでおられます。富山地方鉄道のほうで国庫補助を申請して補助を受けられるほか、富山市でも一部支援をしている状況です。

内容としましては、まずは橋脚の改修ということでアルカリ骨材反応が出る橋脚に対して、それらを補修する修繕、それから上部工につきましてはかなり劣化していますので塗裝修繕ということで、計画的に年度計画を立てて進めておられるということです。

柞山委員 単年度でできるわけではないと思いますが、何年ぐらいかけて改修する計画になっていますか。

交通政策課長 すみません、詳しい年度は記憶にございませんが、5年から7年ぐらいの計画を立てて、それを国に申請して国庫補助を頂きながら修繕を進めておられるものと思います。

柞山委員 先ほど説明の中で、枕木あるいは踏切の改修について市が補助していると。この補助はどの程度やっておられるのですか。

交通政策課長 令和元年度の実績、決算額で申しますと、富山地方鉄道の鉄道及び軌道の安全輸送に対する補助としまして、枕木交換とレール交換ということで、令和元年度は3,200万円ほど支援しています。

柞山委員 踏切で一旦停止して見ていますと、相当レールが斜めになっていたり、電車が通るときに揺れていたり、そういうところも結構あるやに思います。安全運行してもらうためには早急な対応をしてもらわないとも思うのですが、そういう安全対策について、補助はもちろん、上部組織と連携して市民の安全の面から注意喚起していく一指導は違うところでありますけれども一あるいはそういう意味での協議を進めていってもらいたいなというふうに思います。

委員長 ほかに質問はございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。以上で、建設委員会活力都市創造部所管分を終了いたします。

午前 11 時 13 分 休憩

~~~~~

午前 11 時 27 分 再開

委員長 これより、建設委員会建設部所管分の議案の  
審査を行います。

議案第 183 号 工事請負契約締結の件（呉  
羽丘陵フットパス連絡橋整備工事）、

議案第 186 号 城址公園及び富山市営城址  
公園駐車場の指定管理者の指定の件、

議案第 187 号 富山市営住宅等の指定管理  
者の指定の件、

以上 3 件を一括議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

公園緑地課長 〔議案第 183 号について、  
議案第 186 号について、  
議案説明資料により説明〕

市営住宅課長 〔議案第 187 号について、  
議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はございませんか。

佐藤委員 議案説明資料の 12 ページになりますが、市

の業務で指定管理者制度を導入するということは様々一公園緑地課の案件でもありました。全国的にも、市営住宅や県営住宅など、公営住宅への指定管理者制度の導入は大分多くなされていると思います。本年6月定例会でも質問があったのですが、改めて、まず初めにこういった業務を委託するのかについて、確認になりますが、お伺いしたいと思います。

市営住宅課長 具体的な例を申し上げますと、例えば入居の事務、もっと具体的に申しますと入居の申込みや各種申請の受付、退去される場合の退去の受付や退去した後の明渡しの検査などをお願いしております。また、軽微な修繕や家賃に関する事務、一部家賃の収納ですとか、毎年、家賃を決定するために収入申告をお願いしているのですが、その収入申告の受付等を計画しております。

市は行政判断を伴うような業務につきましては行っていくということにしております。具体的には入退去の決定ですとか大規模な工事、家賃を決定するというような行為につきましては、引き続き市が行うこととしております。

佐藤委員 市との分担はしっかりされているということ

で、これは以前、議会としてではないですけども確認はしておりました。

もし分かれば、現状で、全国的にどの程度の中核市で導入されているのか。あわせて、これもまた基本的なことで大変恐縮ですけども、富山市で今、指定管理者制度を導入しようということになった理由を改めて伺いたいと思います。

市営住宅課長 少し古い調査かもしれませんが、平成30年度の調査で申し上げますと、中核市では31市、57%が既に導入されております。また、別の手法で管理代行というものがあるのですが、そちらのほうは7市、13%ぐらいが行っておられます。あと、一部を業務委託されているところが8市あって、それら全てを含めると80%、46市が何らかの委託をしておられるというところなんです。全て直営でやっているのは富山市を含めて7市、13%でございました。

もう一つ、なぜ今になって導入するのかということについてですが、実はもともと市営住宅など公営住宅へは、平成16年度から指定管理者制度の導入ができるようになったのですが、一番早く県内で始められたのは県の県営住宅になり、平成18年度から始められて、

当初は県の外郭団体でありました住宅供給公社に指定管理されておられたそうです。その後、平成21年度から民間事業者に管理を任せられるようになって、現在も同じ会社が引き続き行っておられるというふうに聞いております。

また、県内では高岡市、射水市につきましても、別の民間事業者による指定管理者制度を導入しておられて、富山県内でも指定管理業務を請け負える実績のある事業者が2者以上出てきたこともあり、今後はそういったところにお任せできるような状況にもなったということで、今回これらについて導入を検討して進めたいと思ったところでございます。

佐藤委員

金額的にも大変高額になるものですから、大変しつこくて恐縮なのですが、市民にとっては今までも一県営住宅などでの実績から、公営住宅の管理運営業務は民間でも大分可能になってきたというお話ですので、期待もしているわけです。市民にとっては即応的な対応など、市に対しても常にニーズがありますので、そういった意味からあえて指定管理者制度を導入するということのメリットを一個人的には様々な期待をするわけですが、一当局側としてのメリットについて、も

う一度お聞かせください。

市営住宅課長 まず最初に申し上げましたように、効率的な管理運営をするということで、恐らく経費の節減が見込まれるものと思います。それは、古くなった住宅がいっぱいございますので、そういったものの改修費に充てる財源になるのではないかと思います。それが1つの大きなメリットだと思います。

もう1つ、例えばサービス面でございますが、専門的な経験、知識などをお持ちの方を活用することによって、民間企業ならではの接遇が期待できることや、経験豊富な営繕部隊を配置されると聞いておりますので、そういった方々が安定的に修繕を行うことによって、これまで以上に的確で迅速な対応が可能なのではないかと想像しております。

また、営業時間については、月に1回、土曜日も営業日とされていると聞いておりまして、例えば入居者や入居を希望しておられる方が土曜日に窓口に行くことができるので、あえて仕事などを休まなくても来ることが可能になるのかなと思っております。

そのほか、入居者のニーズを把握するための手法としてアンケート調査などをされるやに聞いておりますので、こういったことがサー



ビスの向上につながるのではないかと考えております。

費用面についてでございますが、株式会社ホクタテの見積り額と私どもの決算額で比較したところ、年間で約934万円ぐらいの削減効果が見込まれるのではないかと考えております。

佐藤委員

費用面では1,000万円弱の節減ということですが、当局側の答弁で相当細かくメリットを聞かせていただきましたので、デメリットにならないように期待をしております。この件についてはこの程度にしたいと思います。

尾上委員

議案説明資料11ページの城址公園及び富山市営城址公園駐車場指定管理者の指定及び債務負担行為の追加についてですが、私は以前の委員会で大阪城公園の話为例に出して質問をしたかと思っております。今回、指定管理者となる富山城址公園パークマネジメント共同企業体は、多分このためにつくられた会社ではないかと思うのですけれども、実績ですとか、こういったことをやっておられる団体なのかということをお教えいただけますか。

公園緑地課長 富山城址公園パークマネジメント共同企業体は、全部で5者で構成されております。そのうち2者が今まで市内の公園管理をしている造園業者で、あとは駐車場の管理をやっている会社が1者、イベントなどをプロデュースしている業者が2者で構成されている団体でございます。

尾上委員 指定管理業務の内容については、多分、指定管理を受けられた企業が独自にいろいろなことを計画しながら城址公園の活用をしていかれるのだと思いますが、市として、これだけはやってくれるなというような禁止事項ですか、あとは自由にやってもいいよというようなことなど、大まかな管理の中身がどのようになっているのか教えていただけますか。

公園緑地課長 管理の中身につきましては、今までの公園管理と同じ水準、同レベルの水準を求めています。

どのようなことが禁止事項かと言われますと、いわゆる都市公園条例に書いてある禁止事項—例えば犬を放し飼いにしないでリードをつけて散歩させるですとか、火を使わないといったことです。ただし、一般的に火は使えないのですけれども、今回、指定管理者が決め

られた区域、ゾーンで使いたいというような申請があれば、それは許可する予定でありますので、その辺は柔軟に対応したいと思っております。

尾上委員            ということは、指定管理者がある程度権限を持っていていろいろなことができるというよりは、やはり市の関与というものがかなりあって、先ほど言われたような禁止事項を例外的に一破ると言い方は変かもしれませんがけれども、禁止事項であっても例外的に行うというような場合には、市が許可を出すという形になるということですね。

公園緑地課長        条例を犯さないレベルで市が許可をするという形で対応していきたいと思っております。

尾上委員            指定管理にすることによって魅力ある城址公園になっていくことが一番いいと思いますし、たくさんの観光客や市民の方の活用などが期待されるわけなのですけれども、指定管理者がもっと柔軟に対応できるような仕組みをつくっていった大阪城公園みたいには多分いかないということは重々承知しているのですけれども、それに近づけるような、また、指定管理を受けた方々がそれなりにもうかるよ

うな仕組みをつくっていただければというふうに思います。

岡部委員 議案説明資料7番、8番の指定管理関係の議案について2点ほどお聞かせください。  
まず、城址公園及び富山市営城址公園駐車場の指定管理者の指定期間を3年にしてあるのは何か理由があるのか教えてください。

公園緑地課長 今回、初めて指定管理者の公募を行ったわけなのですけれども、市の今までの通例として、指定管理者の最初の公募につきましては指定期間を3年間とすることが通例になっております。

岡部委員 続いて、市営住宅の関係で、先ほど委託業務の内容などを大変細かく説明いただき分かりやすかったのですけれども、大きな修繕は市がやりますよと、軽微な修繕はそれぞれ委託のほうでやりますよということで、修繕をしてほしいという申出の窓口はどこになるのでしょうか。

市営住宅課長 例えば、入居しておられる市民の方が水が詰まったとか、何か困ったことがあったというときには指定管理者のほうにお申出いただく

ことになります。大きい工事というのは、例えば壁を直すとか屋根からの雨漏りをしなくするなどで、躯体を触るような大きい工事については、市が計画的にやるということになっております。そういうすみ分けになってございます。

岡部委員 利用されている方は、恐らくどれをどこに言えればいいかというのは分からないと思うので、基本は指定管理者が窓口ですよということにする。その結果、大きい修繕は指定管理者を通じて市に連絡が来るとか、そういうシステムにするということなどを徹底していただければいいと思いますので、ぜひよろしく願いします。

市営住宅課長 おっしゃるとおりで、市民の皆さん、入居者の皆さんに対しては、そういったPRというかお知らせは必要だと思っております。今後、例えば全戸にそういったことを配布するなどということを考えております。抜かりないようにしたいと思っております。

岡部委員 よろしく願いします。

委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長

ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第183号、議案第186号、議案第187号、以上3件を一括して討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。

これより、議案第183号、議案第186号、議案第187号、以上3件を一括して採決いたします。

各案件は、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案可決されました。

以上で、建設部所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、報告案件として提出されている

報告第42号 専決処分報告の件（訴えの提

起の件）、

報告第43号 専決処分報告の件（損害賠償請求に係る和解の件）中、専決第29号から専決第31号、専決第36号、専決第37号、以上2件を一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

市営住宅課長 〔報告第42号について、  
議案書により説明〕

道路管理課長 〔報告第43号中  
専決第30号、専決第31号、専決第36号、  
専決第37号について、  
議案書により説明〕

土木事務所 〔報告第43号中  
建設課長 専決第29号について、  
議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結  
いたします。

なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。

次に、

令和2年度道路除雪計画について、当局の報告を求めます。

道路管理課長 〔委員会資料により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。次に、建設部所管分で議案及びただいまの報告以外に何か質問はございませんか。

五本委員 市の指定の通学道路ですと、消雪装置の管理は全て市がするのですよね。それに間違いありませんね。

（「はい」と発言する者あり）

岡部委員 さきの9月議会で少し奥田団地のことを質問いたしまして、当局からも建て替えに向けてというと言い過ぎかもしれませんけれども、



耐震化に向けて精力的に取り組むというようなことを市長が言われたというふうに思っております。

そこで、現在どのような取組になっているか、どういうことに取り組んでいるかを含めて、現状等を聞かせていただけますか。

市営住宅課長 9月の下旬から入居しておられる方皆様に御相談などいろいろなお話を伺いたいということで、まずお知らせのお手紙をお出しして、皆さんのところへ訪問しているのですが、一応、12月11日現在で75軒ぐらゐを回れたところでございます、あと6軒でお話ができない状態でございます。大体92.6%を回れた状態でございますが、今月中には全所帯、世帯を回ろうかと思っております。

話の内容としては、どのようなことを思っておられるかをお聞きしているところなのですが、お聞きしますと、このままこの団地に住み続けたい、もしくは、団地の下にお店もございませうので、そのお店の方にもお聞きし、営業を続けたいという方々が合わせて42軒ございました。あと、いずれは転居を考えているが時期は未定であるという方が14軒、あと、ほかの市営住宅に申し込みたいという

方もおられまして、それは3軒などとなっております。

今回の訪問は、入居されておられる方の移転できない御事情や考えておられるような本音、そのようなものをお聞きして、あくまでも市営住宅の大家として入居者との信頼関係を構築することが目的であり、今お聞きしただけではなくて、今後も引き続きどのようなことでお困りなのか、どのようにしていきたいのかということをお聞きしていこうかと考えております。

岡部委員

早速取り組んでいただいているということで感謝をしたいわけですがけれども、私も幾つか話を聞いている中では、やはりあそこに住んでおられる方はその居住地に愛着があるということもあって、単にどこかへ行ってくれという移転にはなかなか分かったとは言いづらく、市長も言われたように、同じところで横の棟へ移ってもらって建て替えるということも含めて説明をしたほうが理解されるのではないかと、こういうふうにも思っております。それこそ、市役所から職員が来られてどこかへ移ってくれと、こういう話をされたということだけがまた独り歩きしてしまうので、そこはぜひ、取り組み方として少し再検討をし

ていただければというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

建設部長

岡部委員のおっしゃることも十分分かるのですが、以前からお話ししているように、奥田団地は耐震性に大変問題があるということは皆さんに御理解いただいていると思います。要は、人命に関わるという話が根本でございますので、出ていってくれとか、そういう話で言っているわけではないのです。とにかく先ほど市営住宅課長も言いましたが、要は移転とか、そういったことに関しては一我々も若い頃からやってきましたが一まずは居住者との信頼関係を築いた上で一やはり個々にいろいろな御事情があると思います。もちろん金銭面のこともあるでしょうし、例えば一人暮らしだからとか、高齢だからとか、いろいろなことがあると思います。一人一人条件が違います。

ですから、今、市営住宅課でやっているのは、お一人お一人の御家庭ごとにカルテ的なものを作りまして、日付を入れて今日はこういうような聞き取りをしたと。また次行ったときには、例えば少し心変わりをされることもあろうかと思っておりますので、そういうことを何回か重ねて、住んでおられる方にとって本当に

ベストな条件というか、ベストな方法を我々は模索していかなければいけないと思っておりますので、そういう意味では一市が追い出しをかけているのではないかみたいなことを言われる方も中にはおられるとお聞きしております。それは委員が御指摘されたとおりであります。市長も申し上げておりましたが、その辺は市営住宅課がきちっと説明して、よく親身になって、汗をかいて対応してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

岡部委員

今、部長が言われたように、丁寧な対応をして信頼関係を築いて、いい方向に行くようにお願いしたいと思えます。

村家委員

世の中、新型コロナウイルス感染症で大変な状況だと思っております。本年4月の感染第1波、それから7月、8月の感染第2波で、職員の方も在宅勤務など、大変御苦労されたのではないかと思っております。

建設の発注業務の消化状況について、こういうコロナ禍という現状を踏まえて、例えば発注が遅れているとかといったことについてお答えいただければと思えます。

建設部次長 今の質問、新型コロナウイルス感染症による  
(技術担当) 影響につきまして、職員が在宅勤務をしている中での発注状況はどうだったかということなのですが、こちらにつきましては、影響は出ておりません。

ただ、委託設計業務などの関係で、請け負った業者のほうで、例えば在宅勤務のために構造計算などが会社でできないということで設計業務が遅れ、工事の発注が遅れたということが1件あります。

あと、発注予定の工事の材料について、中国から輸入しているものなどが新型コロナウイルスの関係で手配が遅れ、3件ほどの工事の発注が遅れたということで、発注の時期が遅れたものが4件あります。

ただし、材料の手配が遅れたという工事については、実は昨日入札がありまして、開札したところ、不調もなく順調に業者が決まったように聞いております。

それと、本年の工事の発注状況につきましては、11月末現在、国の交付金の内示減の影響で、実質の執行状況—実際に執行が可能な額、予算額に対しましては11月末現在で大体約80%になっています。ただし、これには今定例会で御審議いただく呉羽丘陵フットパス連絡橋の工事は含めていませんので、こ

のフットパスの工事を入れますと約89.1%が発注された状況となります。残りの予算につきましては、他工事との調整で少し遅れているものですか、先ほど言いましたが、前年度の補正予算で設計しながら発注するような工事が残っているということと、あと請負差金が残っているというような状況になっております。新型コロナウイルスの影響はそれほどないのではないかというふうに、こちらでは考えています。

村家委員 受注業者にしても、例えば現場監督がどうしても必要だとか、管理者が必要だとなると、一時的に発注を出されてもなかなかうまく消化できないという現状がありますので、そこら辺をよく吟味して、バランスよく発注していただくといえますか、判断をしてやっていただければというふうに思います。

建設部次長  
(技術担当) 今、言われましたとおり、去る12月11日に松尾議員さんから本年度の入札不調の件で一般質問がありましたが、実は建設部の発注工事でも16件の入札不調がありました。それも1つは業者さんの手持ち工事があったとか、そういうこともありまして、その後は発注のほかにもいろいろと原因があるのでは

ないかと分析をしながら、設計の範囲ですとか発注時期を変えるとか、そういった工夫をして発注をしてきております。

あと、一方では新型コロナウイルスの影響で延びている工事もあるのではないかというような御心配をされるところもあると思います。実際に請け負った業者からも、そのようなコロナ禍の影響というものはないのですが、今のところはやはり工事に対する状況調査とか、そういうことに配慮をしながらやっております。

尾上委員

生活道路、特に交差点の安全対策についてお伺いをしたいと思います。

皆さんも御承知のとおり、2019年5月8日に滋賀県大津市の交差点で、直進車両と右折車両が衝突し、そのはずみで直進車両が歩道で信号待ちをしていた園児の列に突っ込み、園児2人が死亡し、保育士と園児14人が重軽傷を負うという痛ましい事故がありました。それを受けて、道路管理者による緊急安全点検というものが実施されたと承知しているのですが、対策が必要とされた箇所が一私が調べたところ、古い資料しかなかったのですが一速報値で富山県には229か所あるというふうな報道がありました。

そこで、対策が必要とされた箇所の基準はどうなっているのか、お伺いをいたします。

建設部次長  
(技術担当)

箇所の基準としましては、基本的にはまず保育所や幼稚園といった施設の方々がお散歩するコースというのは決めておられますので、それぞれの施設の管理者が危険だと思われる箇所を抽出されまして、それを所管部局—富山市で言えばこども家庭部や教育委員会—に報告されまして、それを受けて、関係する道路管理者や所管する警察署などが両者で現地を立会い、どういう対策が必要かということを検討しております。

それを受けて、所管部局のこども家庭部なり教育委員会でこういう対策が必要だということをもとめられて、それを例えば道路管理者である富山市に、こういう対策をお願いしますということを要望されまして、それを踏まえて道路管理者が対策を実施するという流れになっています。

ただし、こちらにつきましては先ほど言われましたとおり、緊急性が高いということで、スケジュール感を持って対策を行うことが必要だということで、基本的には防護柵ですとか白線処理、あとは側溝の蓋かけなどで少しでもスペースを広くするなど、そういうすぐ



対処できるような対策を今やっております。  
ですから、どちらかというところ、基準というよりも個別具体の対応でやっているということになります。

尾上委員

今ほども答弁の中にありました防護柵をつけるとかという話で、県道の交差点などでは既に一部で工事がされていまして、ガードレールではない太いパイプが3本ほど並んだ防護柵が設置されている箇所が私の住んでいるところの近所にもあります。

先ほど申しましたように、富山県内には対策が必要とされた箇所が229か所あるという話だったのですけれども、今の話だと道路管理者一建設部などで見て回って、危ないと思うところが何か所あったということではなく、生活道路として使っておられる方が、特に幼稚園などの散歩コースだとか、そういうところを見ながら要望を受けているというようなことなので、具体的に富山市の管理している道路で何か所あるのかということは、なかなか数字としてはないのかもしれませんが、対策が必要とされた道路というか箇所は何か所ぐらいあったのでしょうか。

建設部次長 要望といえますか、現地確認して、こういう  
(技術担当) 場所に対策が必要だということにつきましては、富山市分としては69か所あります。

尾上委員 私、冒頭で交差点という話をさせてもらった  
のですけれども、これは交差点に限らず様々な箇所で69か所という認識でよろしいですか。

建設部次長 そのとおりです。  
(技術担当)

尾上委員 大津市での事故が交差点での事故だったもの  
ですから、国では、交差点ではこんなやり方があるですとか、横断歩道をこんなふうに改良すると横断歩道の手前で速度を落としてくれるので通行するのに安全性が増すなどというように事例を出して一国土交通省のホームページにいろいろと書いてあるのですけれども、今言われた69か所の進捗状況はどのようになっていますか。

建設部次長 この対策につきましては前年度途中から出て  
(技術担当) きたもので、国でも補正予算を組んでやれということで、前年度に補正予算も取りつつ、一応今年度、11月末現在で28か所につい

ては既に完了しております。今年度中には、あと30か所終わる予定で、全部で58か所については対策が終わる予定としております。残りの11か所のうち8か所につきましては、なかなか工事が難しいところで、そういうところはハード対策ではなくてソフト対策、要はルートを見直していただくとか、何らかのソフト的な対策で対応していただくところが8か所あります。

残りの3か所につきましては、これはお散歩ルートの見直しだけではなくて、実は今、継続事業になっているところもありまして、そういうところと絡んで、歩道の拡幅とか用水の蓋かけを継続的にやっていく予定としています。

本来ですと令和3年ぐらいまでには全ての対策を終わらせたいのですが、少しそれを超えてしまうような、延長が長いとか、そういうこともあって期限を超えるようなところが3か所あります。

尾上委員

直線のところだと、市の管理道路だったら市の管理道路ということになるのだと思うのですが、市道と県道の交差点ですとか、交差点の安全対策ということだけ考えたときに、県がやるのか市がやるのかということ

について、明確な決めみたいなものはあるのですか。

建設部次長  
(技術担当) 例えば、県道と市道、国道と市道とか、道路の管理の区分というものがあまして、一応、上位道路がなるべく交差点を管理するということになっていきますので、一般的には直角、90度であればそういうふうになりますが、いろいろな交差点がありますので、それぞれ協議をしてやっております。基本的には、交差点では上位道路が管理する範囲が広がります。

尾上委員 私には朝、小学生の通学の見守りをずっとやっているのですが、私の立っている交差点は、交差点改良をしていただいているので大変広がって、よくなりましたが、やっぱり大津市の事故などを考えると、突っ込んでくる車がないかなと思いつつ、いつも冷や冷やしながら見ているわけなのです。園児の散歩コースもそうなのですが、通学路等々も見えていただいているので、私の立っているところは県道と市道の交差点なので、県がやるのだろうなというふうに思うのですが、もう少し通学路とかも早めに安全対策をやっていただければありがたいな

と思いますので、またよろしくお願いいたします。

先ほどの話だと、教育委員会が言わないとやらないのかという話になるものですから、よろしく申し上げます。

委員長 ほかにも質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、建設部所管分を終了いたします。  
これで、12月定例会の当委員会に付託されました全議案の審査が終了いたしました。  
委員各位に御相談申し上げます。  
委員長報告については、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように取り計らいます。  
これをもって、令和2年12月定例会の建設委員会を閉会いたします。

令和2年12月定例会  
建設委員会記録署名

委員長 押 田 大 祐

署名委員 竹 田 勝

署名委員 佐 藤 則 寿